

一般財団法人武蔵野市開発公社チャレンジマルシェ事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が管理する敷地（以下、「公社敷地」という。）を貸し出す事業（以下、「チャレンジマルシェ事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第2条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町1丁目1番2号内の公社敷地においてチャレンジマルシェ事業を行うこととする。

（使用内容）

第3条 街の活性化、にぎわいの創出に帰する事業として、公社理事長（以下、「理事長」という）が認める内容について、別表1で指定した範囲で公社敷地を使用することができる。

（使用申請）

第4条 公社敷地の使用を希望する者は、別表2の記載事項を公社の指定した方法で、申請情報を理事長に提出しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第5条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、公社敷地の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用料）

第6条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表3に定める使用料を納入しなければならない。

（使用許可）

第7条 前条の規定により、使用料を納付が認められた場合には、チャレンジマルシェ使用許可証を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定によるチャレンジマルシェ使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の中止）

第 8 条 使用者が中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

- (1) その使用する日から起算して 31 日以上前 使用料の 100 分の 100
- (2) その使用する日から起算して公社の 1 営業日前 使用料の 100 分の 50
- (3) 使用日当日 返還なし

付 則

この要領は平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和元年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

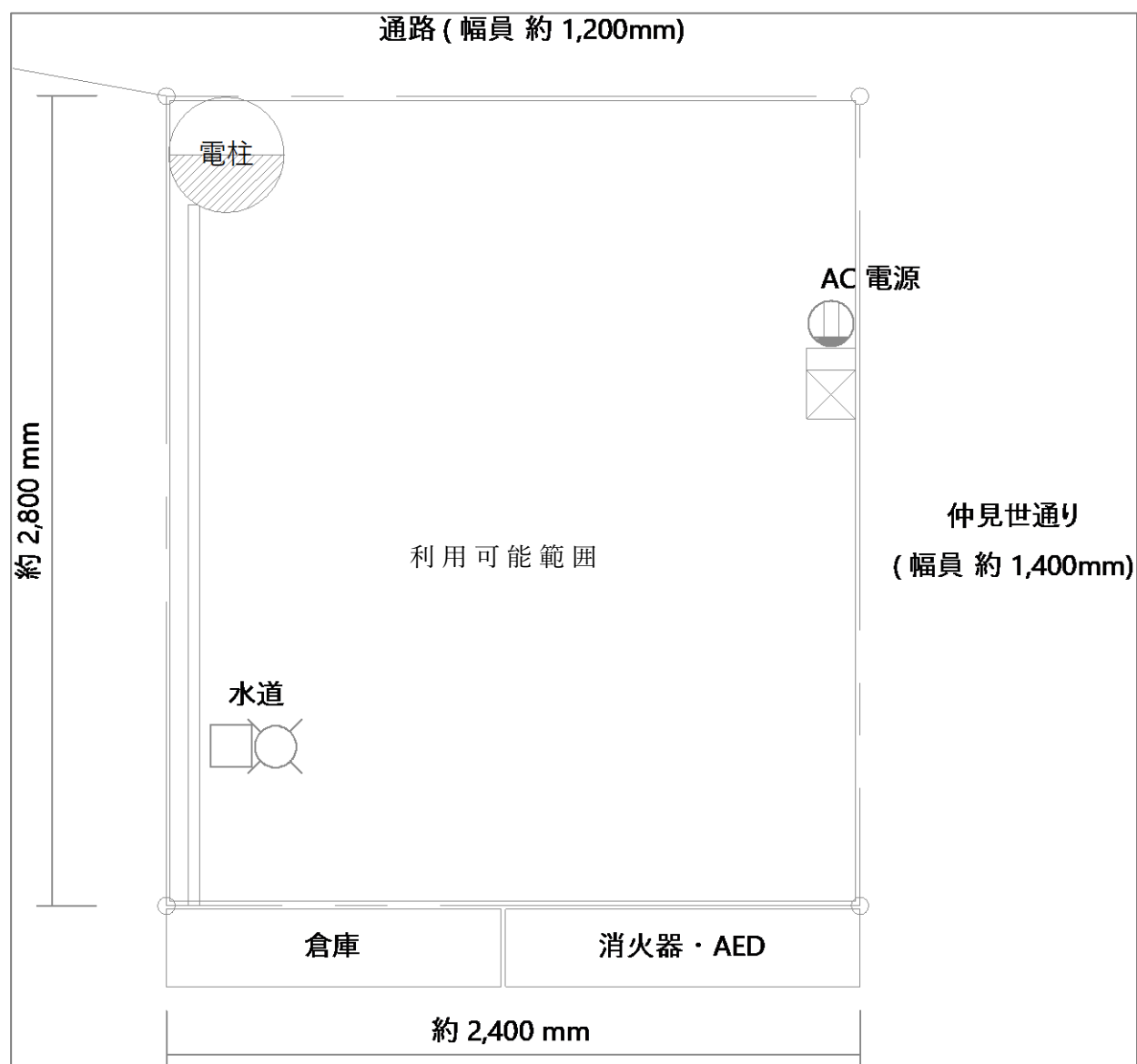
付 則

この要領は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

別表 1 （第 3 条 関 係）



※図面は参考とし、現況を優先しますのでご了承下さい。

別表 2（第 4 条 関係）

申請情報	備考
使用時間帯	実際の使用時間
使用区分	新規またはリピーター
事業形態	法人または個人事業主及びそれ以外
事業者名	企業名または屋号 会社概要または個人事業主登録情報
所在地	郵便番号及び住所
使用者	使用者氏名または業務執行者氏名
連絡先	電話番号及びメールアドレス
使用目的	小売業、イベント、展示の区分 使用詳細及び事業概要

別表 3（第 6 条 関係）

使用区分	使用料	申込単位
平日	3,300 円	月曜日から金曜日までの 5 日間
土日祝日	6,600 円	土曜日から日曜日までの 2 日間

消費税等含む